

運輸安全マネジメント

貨物自動車運送事業法第 24 条 3 項で定める輸送の安全にかかわる情報

2024 年 4 月 1 日

株式会社ロジカル

	項目	詳細														
1	輸送の安全に関する基本的な方針	<p><経営TOP宣言></p> <p>私達は、生活協同組合の配送の受託を通して地域社会への貢献をめざしています。特に人の往来の多い生活道路を使わせていただいていることをしっかりと認識し、地域の人々の信頼に応え、向き合うことで、私達にできる社会貢献を創造します。法令を順守するにとどまらず、地域の人々の豊かさとふれあい、その行動が経営結果に顕れるようなマネジメントを実現します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全最優先の職場環境構築 輸送の安全に関する計画の策定及び改善（PDCA サイクル） 関係法令及び社内規定の遵守 交通事故、交通違反を起こさない為の具体的施策の策定 エコドライブ運転による環境配慮の推進 														
2	輸送の安全に関する目標及び達成状況	<ul style="list-style-type: none"> 2024 年度の目標は、法令遵守の徹底、従業員の安全意識の向上、安全管理体制の強化、安全事故のゼロ発生です。 2023 年度は、重大事故の発生はなく目標を達成しました。 														
3	自動車事故報告規則に規定する事故に関する統計	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="687 1288 1422 1346">自動車の転覆・火災・転落・鉄道車両との衝突等</td> <td data-bbox="1422 1288 1520 1346">0 件</td> </tr> <tr> <td data-bbox="687 1346 1422 1404">死傷者又は重傷者を生じたもの</td> <td data-bbox="1422 1346 1520 1404">0 件</td> </tr> <tr> <td data-bbox="687 1404 1422 1541">操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損損害賠償補償法施行令第 5 条第 4 項に掲げる傷害が生じたもの</td> <td data-bbox="1422 1404 1520 1541">0 件</td> </tr> <tr> <td data-bbox="687 1541 1422 1637">運転者の疾病により事業用自動車の運転を継続する事が出来なくなった者</td> <td data-bbox="1422 1541 1520 1637">0 件</td> </tr> <tr> <td data-bbox="687 1637 1422 1780">かじ取り装置、制御装置、車枠、車軸、車輪（タイヤを除く）又はシャシバネの破損または脱落により自動車が運行できなくなったもの</td> <td data-bbox="1422 1637 1520 1780">0 件</td> </tr> <tr> <td data-bbox="687 1780 1422 1899">前各号に掲げるものの他、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの</td> <td data-bbox="1422 1780 1520 1899">0 件</td> </tr> <tr> <td data-bbox="687 1899 1422 1944">車両故障事故</td> <td data-bbox="1422 1899 1520 1944">0 件</td> </tr> </tbody> </table>	自動車の転覆・火災・転落・鉄道車両との衝突等	0 件	死傷者又は重傷者を生じたもの	0 件	操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損損害賠償補償法施行令第 5 条第 4 項に掲げる傷害が生じたもの	0 件	運転者の疾病により事業用自動車の運転を継続する事が出来なくなった者	0 件	かじ取り装置、制御装置、車枠、車軸、車輪（タイヤを除く）又はシャシバネの破損または脱落により自動車が運行できなくなったもの	0 件	前各号に掲げるものの他、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの	0 件	車両故障事故	0 件
自動車の転覆・火災・転落・鉄道車両との衝突等	0 件															
死傷者又は重傷者を生じたもの	0 件															
操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損損害賠償補償法施行令第 5 条第 4 項に掲げる傷害が生じたもの	0 件															
運転者の疾病により事業用自動車の運転を継続する事が出来なくなった者	0 件															
かじ取り装置、制御装置、車枠、車軸、車輪（タイヤを除く）又はシャシバネの破損または脱落により自動車が運行できなくなったもの	0 件															
前各号に掲げるものの他、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの	0 件															
車両故障事故	0 件															
4	輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統	安全管理規程の安全管理組織図に定めております。														

5	輸送の安全に関する重点施策	<p>① 安全管理体制の充実</p> <p>1) 安全運転推進委員会の再編</p> <p>2) 社内パーフェクト担当者の輩出</p> <p>② 職場規律の確立</p> <p>1) ドライブレコーダーを使用した安全教育の強化</p> <p>2) 安全運転マニュアルを使用した指導教育の実施</p> <p>3) 新人教育計画実施状況の一括管理</p>		
6	輸送の安全に関する計画	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th data-bbox="687 526 1530 577" style="text-align: center;">実施項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="687 577 1530 904"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社内安全運転講習の実施 ・ 安全運転トレーナー育成 ・ 安全運転パトロール ・ 安全運転に関する学習会（教育）の各所開催 ・ 安全運転強化月間での事故ゼロ（緑十字）の実施 ・ 月間パーフェクト担当者の輩出 ・ 定期点検同乗の実施 </td> </tr> </tbody> </table>	実施項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社内安全運転講習の実施 ・ 安全運転トレーナー育成 ・ 安全運転パトロール ・ 安全運転に関する学習会（教育）の各所開催 ・ 安全運転強化月間での事故ゼロ（緑十字）の実施 ・ 月間パーフェクト担当者の輩出 ・ 定期点検同乗の実施
実施項目				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 社内安全運転講習の実施 ・ 安全運転トレーナー育成 ・ 安全運転パトロール ・ 安全運転に関する学習会（教育）の各所開催 ・ 安全運転強化月間での事故ゼロ（緑十字）の実施 ・ 月間パーフェクト担当者の輩出 ・ 定期点検同乗の実施 				
7	輸送の安全に関する実績	2023 年度入社 の 83 名に初任教育・構内講習・添乗指導・適正診断を実施し、全従業員に対し月次教育を行い安全意識向上に取り組みました。		
8	事故・災害等に関する報告連絡体制	安全管理規程により、報告連絡体制を構築しております。		
9	安全管理規程・安全統括管理者	<p>I. 添付</p> <p>II. 安全統括管理者 常務取締役</p> <p style="text-align: right;">久保 裕介 2012 年 4 月 25 日任命</p>		
10	輸送の安全に関する教育及び研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 月次安全運転教育 ・ 定期構内講習 ・ ドライブレコーダーによる運転解析指導 		
11	輸送の安全に係る内部監査結果並びにそれを踏まえた措置内容	<p>定期的な巡回・視察を実施し、輸送の安全に関する課題を洗い出しています。</p> <p>運転マナー向上や車両点検・整備の強化などの施策を策定し、実行しています。</p> <p>また、巡回・視察を基に改善策を検討し更なる安全管理の強化に取り組みます。</p>		